

変更

昭和47年7月1日

昭和48年4月21日

昭和49年10月25日

昭和50年3月25日

昭和51年2月10日

昭和52年8月26日

昭和54年5月26日

昭和58年7月23日

昭和59年12月22日

昭和60年2月28日

昭和61年3月31日

昭和62年12月23日

昭和63年5月16日

平成元年12月22日

平成2年12月21日

平成7年3月16日

平成14年5月29日

平成14年7月31日

平成15年5月24日

平成15年11月27日

平成17年4月1日

平成19年4月1日

平成19年12月3日

平成24年4月27日

平成25年5月21日

平成26年3月22日

平成26年5月24日

平成27年1月31日

平成30年2月17日

学校法人創価大学寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人創価大学と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都八王子市丹木町1丁目236番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、かつ、創立者池田大作先生の建学の精神に基づき、学校教育を行い、全人的な人間形成をはかるとともに、文化の発展と人類の福祉に貢献することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

(1) 創価大学	経済学部	経済学科
	経営学部	経営学科
	法学部	法律学科
	文学部	人間学科
	教育学部	教育学科
		児童教育学科
		理工学部
	理工学部	情報システム工学科
		共生創造理工学科
		生命情報工学科
		環境共生工学科
	看護学部	看護学科
	国際教養学部	国際教養学科
	通信教育部 (通信教育課程)	
経済学部	経済学科	

	法学部	法律学科
	文学部	人間学科
	教育学部	教育学科
		児童教育学科
大学院	経済学研究科	
	法学研究科	
	文学研究科	
	工学研究科	
	国際平和学研究科	
専門職大学院	法務研究科（法科大学院）	
	教職研究科（教職大学院）	
(2) 創価女子短期大学	国際ビジネス学科	
	英語コミュニケーション学科	

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 12人
- (2) 監事 2人

- 2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。
- 3 理事のうち2人以内を副理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。副理事長の職を解任するときも、同様とする。
- 4 理事のうち若干名を常任理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。常任理事の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 創価大学長 1人
- (2) 創価女子短期大学長 1人
- (3) 評議員（第24条第1項第1号に掲げる者を除く。）のうち、評議員会において推薦し理事会で選任した者 5人

(4) 学識経験者のうち理事会で選任した者 5人

2 前項第1号、第2号及び第3号の理事は、創価大学長、創価女子短期大学長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第7条 監事は、この法人の理事、職員（学長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(役員任期)

第8条 役員（第6条第1項第1号及び第2号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、3年（就任の日を起算日とする。）とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(役員補充)

第9条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第10条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において理事総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に違反したとき

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

(3) 職務上の義務に違反したとき

(4) この法人の役員としてふさわしくない非行のあったとき

2 役員は次の事由によって退任する

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(理事会)

第11条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 7 理事会の議長は、理事長とする。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(理事会の議決)

第12条 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第4項の規定による除斥のため、過半数に達しないときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、理事会に付議される事項につき、他の理事に委任状を交付して、議決権の行使を委任した者は、前項の出席者とみなし、議決数に計上する。
- 3 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決する。可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 理事会の議決について、直接の利害関係を有する理事は、その議事に加わることができない。

(常任理事会)

第13条 この法人に理事長、副理事長及び常任理事をもって組織する常任理事会を置く。

- 2 常任理事会は、学校法人の業務のうち、日常の業務を決することができる。
- 3 前項の規定により行った業務決定については、直近の理事会に報告し、承認を得なければならない。

(業務の決定の委任)

第14条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(理事長の職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(副理事長の職務)

第16条 副理事長は理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

- 2 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、副理事長がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(理事の代表権の制限)

第17条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(監事の職務)

第18条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) この法人の業務又は財産の状況について毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること
- (4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること
- (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること

(議事録)

第19条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

- 2 議事録には、出席した理事全員が署名押印する。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第20条 この法人に評議員会を置く。

- 2 評議員会は25人以上29人以内の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 評議員会に議長を置き、議長は理事長をもって充てる。
- 5 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内にこれを招集しなければならない。

- 6 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 7 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき他の評議員に委任状を交付して、議決権の行使を委任した者は、前項の出席者とみなし、議決数に計上する。
- 10 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。

(議事録)

第21条 第19条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「出席した理事全員」とあるのは、「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第22条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 寄附金品の募集に関する事項
- (8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第23条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第24条 評議員は次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の理事（第6条第1項第3号の理事を除く。）
- (2) この法人の職員で理事会において選任された者6人以上7人以内
- (3) 学識経験者のうちから理事会において推薦し、評議員会で選任した10人以上12人以内
- (4) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25歳以上の者のうちから、理事会において選任した者2人以上3人以内

2 前項第1号、第2号に規定する評議員は、この法人の理事、職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(任期)

第25条 評議員の任期は3年（就任日を起算日とする。）とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

3 評議員は、任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第26条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (2) この法人の評議員としてふさわしくない非行のあったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任

第5章 資産及び会計

(資産)

第27条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記

載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第29条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上止むを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第30条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第31条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第32条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算及び事業計画)

第33条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第34条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第35条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第36条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報

告書を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類及び第18条第3号の監査報告書を事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第37条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後2月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第38条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第39条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 私立学校法第62条の規定による文部科学大臣の解散命令

- 2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第40条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益法人に帰属する。

(合併)

第41条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第42条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の

議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

- 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第43条 この法人は、第36条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- (3) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (4) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、創価大学の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第45条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則 (昭和61年3月31日)

- 1 この寄附行為は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 この寄附行為の認可の際に在任する役員及び評議員の任期は、昭和61年3月31日までとする。

附 則 (昭和62年12月23日)

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(昭和62年12月23日)から施行する。

附 則 (昭和63年5月16日)

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(昭和63年5月16日)から施行する。

附 則 (平成元年12月22日)

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成元年12月22日)から施行する。

附 則 (平成2年12月21日)

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成2年12月21日)から施行する。

附 則 (平成7年3月16日)

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成7年3月16日)から施行する。

附 則 (平成14年7月31日)

1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成14年7月31日）から施行する。

附 則（平成15年4月1日）

1 平成14年5月29日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。

（工学部の情報システム学科及び生物工学科の存続に関する経過措置）

2 工学部の情報システム学科及び生物工学科は、変更後の寄附行為第4条1号の規定にかかわらず平成15年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（平成15年11月27日）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成15年11月27日）から施行する。

附 則（平成16年4月1日）

1 この寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。

（創価女子短期大学の経営科及び英語科の存続に関する経過措置）

2 創価女子短期大学の経営科及び英語科は、変更後の寄附行為第4条2号の規定にかかわらず平成16年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（平成17年4月1日）

1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成17年4月1日）から施行する。

附 則（平成19年4月1日）

この寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月3日）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成19年12月3日）から施行する。

附 則（平成24年4月27日）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成24年12月18日）から施行する。

附 則（平成25年5月21日）

この寄附行為は、平成25年5月21日から施行する。

附 則（平成26年3月22日）

この寄附行為は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月24日）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成26年10月31日）から施行する。

附 則（平成27年1月31日）

1 この寄附行為は、平成27年4月1日から施行する。

(創価大学の工学部情報システム工学科、工学部生命情報工学科、工学部環境共生工学科の存続に関する経過措置)

2 工学部情報システム工学科、工学部生命情報工学科、工学部環境共生工学科は、変更後の寄附行為第4条1号の規定にかかわらず平成27年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則 (平成30年2月17日)

1 この寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。

(創価女子短期大学の現代ビジネス学科の存続に関する経過措置)

2 創価女子短期大学の現代ビジネス学科は、変更後の寄附行為第4条2号の規定にかかわらず平成30年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。